

サンキ・ウエルビィグループホーム玉湯

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 サンキ・ウエルビィ株式会社（以下「事業者」という。）が開設するサンキ・ウエルビィグループホーム玉湯（以下「事業所」という。）が行なう指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者（要支援2及び要介護者）であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練、相談、援助を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条** 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行なう。
- 2 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行なう。
 - 3 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漠然且つ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
 - 4 事業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なう。
 - 5 事業所自らその提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の質の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。
 - 6 事業の実施に当たっては、地域住民及び地域密着型サービス事業所、市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者等と密接な連携を図るものとする。
 - 7 事業者は各省令や条例等を遵守し運営に努めることとする。
 - 8 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を併せて受け、且つ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を一体的に運営する。
 - 9 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 サンキ・ウエルビィグループホーム玉湯
- (2) 所在地 島根県松江市玉湯町湯町1989番地1

(事業所の職員の体制)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

この事業所の従業者の管理及び指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。

- (2) 計画作成担当者 2名

(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- (3) 介護従業者 12名以上

介護従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 年中無休

- (2) 営業時間 24時間

- (3) 新規サービスの申込、相談等の受付時間

- ①受付日 月曜日～金曜日

(祝日、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日を除く)

- ②受付時間 8時30分～17時30分

- (4) 利用者からのサービスの内容に関する苦情、相談等の受付時間

- ①受付日 年中無休

- ②受付時間 24時間

(利用定員)

第6条 この事業所の利用定員は 18名(9×2ユニット)とする。

(事業の内容)

第7条 要介護者(要支援2及び要介護者)であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なう。

(利用料その他費用の額)

第8条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から利用料の一部として、利用料から事業者を支払われる地域密着型(介護予防)サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。また、法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定(予防介護)認知症対応型生活介護に係る地域密着型サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

2 前項に規定するもののほか、利用者の利用に応じ以下に定める額を徴収する。

- (1) 入居一時金(敷金) 135,000円

- (2) 家賃 45,000円/月(1,500円/日)

- (3) 光熱水費 15,715円/月(524円/日)

- (4) 食材料費 1,337円/日

(朝食309円、昼食514円、夕食514円)

- (5) 理美容代 実費

- (6) おむつ代 実費

- (7) 日常生活品費 実費

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行ない、利用者の同意を得るものとする。
- 4 生活保護受給中の利用者に対しては特例措置を設けるものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 入居に当たっての留意事項は次の通りとする。

- (1) 食事の準備や、洗濯等の家事は利用者のできる限りの範囲で行なうものとする。
- (2) 共有スペースは、他の入居者と譲り合って使用するものとする。
- (3) 現金や貴重品の管理は、原則的に利用者個人が責任をもって行なうか若しくは介護従業者の援助を受けるものとする。
- (4) 居室での喫煙・飲酒及び火気の取り扱いは禁止する。
- (5) 外泊の際には、必ず所定の用紙にて、管理者の許可を得ることとする。
- (6) 面会時間は8時30分から19時とする。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、風水害、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとるものとする。

- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。
- 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、計画等の概要を掲示しなければならない。また、当該計画に基づく防災訓練（消火、避難等）を年に2回以上行なうこととする。

防火管理者 堀田 利恵

- 5 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(秘密の保持)

第11条 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、事業所の従業者等であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第12条 事業所管理者を苦情解決責任者とする。管理者は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため、介護従業者の中から苦情受付担当者を選任する。

- 2 苦情受付担当者は、利用者及び家族からの苦情の受付、苦情内容、利用者及び家族の意向等の確認と記録、受付けた苦情及びその改善状況等を苦情解決責任者へ報告し、利用者及び家族に対応について説明するものとする。

(緊急時、事故発生時等における対応方法)

第13条 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに救急隊、主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、事業所の管理者に報告するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により

事故が発生した場合には、事業所所在地の市町、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

4 事業者は、利用者に対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとする。

（損害賠償）

第14条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。

2 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

3 利用者の故意又は重過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担する。

（運営推進会議）

第15条 当事業所の行なう指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、松江市の職員又は地域包括支援センターの職員及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。

3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。

4 運営推進会議は活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

（衛生管理）

第16条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) その他感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第17条 事業者は利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の設置

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(3) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行なう。

- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行なう調査等に協力する。

（成年後見制度の活用支援）

第18条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行なうため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行なう。

（身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合の手続）

第19条 事業者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合において、「身体的拘束廃止委員会」を直ちに設置し、3要件（下記参照）をすべて満たす状態であることを、当委員会で検討、確認し記録するものとする。

次の3要件のすべてを満たさない限り身体的拘束（以下「身体拘束等」）を行なわない。

- (1) 切迫性（緊急的に拘束が必要である）
利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - (2) 非代替性（他に方法が見つからない）
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - (3) 一時性（拘束する時間を限定的に定める）
身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 2 緊急やむを得ない場合の身体拘束等は、下記の事項を留意して行なうものとする。
- (1) 「緊急やむを得ない場合」の判断は、「身体的拘束等適正化のための指針」に定める基準に沿って、管理者、介護支援専門員、従業者の合意のもとに行ない、担当の職員個人では決して行なわない。
 - (2) 利用者本人及び家族に対して、身体拘束等の内容、目的、理由、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、事前に十分な理解を得るよう努め、同意を得るものとする。説明は管理者、介護支援専門員もしくはそれに準ずる者で行なう。
 - (3) 身体拘束実施に関する経過観察記録を作成し、その経過について利用者本人及び家族に対して説明を行なうものとする。身体拘束廃止の観点から、当該記録を検証し、常に解除に向けての検討を行なう。また解除後においても、妥当性の検証作業を実施し、記録を作成するものとする。
- 3 身体拘束等を適正化することを目的として、「身体的拘束適正化委員会」を設置する。身体的拘束適正化委員会は3ヶ月に1回以上開催し、次のことを検討する。
- (1) 高齢者虐待・身体拘束等に関するマニュアル等の見直し。
 - (2) 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行なわれているか確認する。
 - (3) 虐待又は身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。

- (4) 教育研修の企画・実施。
 - (5) 日常的ケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアが行なわれているかを検討する。
 - (6) 身体的拘束適正化委員会の構成員は、運営推進会議の構成員とする。
- 4 身体拘束等の適正化のため、職員研修を実施する。
- (1) 新人採用時には、身体拘束等に関する教育を「採用時研修」において必ず実施する。
 - (2) 個人別研修計画において、年間2回以上の身体拘束等に関する教育を行なう。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第21条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

- 2 カスタマーハラスメントについても前項と同様に必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を以下の通り設けるものとし、その業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びにサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。また、第1～3号の書面に関しては、利用者等若しくは連帯保証人の請求に応じてこれを開示し、又はその複写物を交付するものとする。
- (1) 居宅サービス計画
 - (2) （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画
 - (3) 提供したサービスの内容等の記録
 - (4) 市町への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
 - (7) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得

ない理由の記録

(8) 勤務の体制等の記録

(9) 介護給付及び利用料等に関する請求及び受領等の記録

3 この規程に定める事項のほか、事業の運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて決定するものとする。

附則

この規程は、

平成24年	6月	1日	より施行する。
平成25年	12月	16日	より改正する。
平成26年	4月	1日	より改正する。
平成29年	5月	1日	より改正する。
平成29年	9月	1日	より改正する。
平成30年	6月	1日	より改正する。
令和元年	10月	1日	より改正する。
令和2年	4月	1日	より改正する。
令和3年	1月	10日	より改正する。
令和3年	4月	1日	より改正する。
令和4年	4月	1日	より改正する。
令和4年	8月	1日	より改正する。
令和5年	4月	1日	より改正する。
令和5年	7月	1日	より改正する。
令和6年	4月	1日	より改正する。